

議会の議決に付すべき契約の特則

第1条 この仮契約は、石川県議会で議決されたとき又は知事の専決処分があったときに本契約となるものとする。

第2条 発注者は、石川県議会で議決されなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わないものである。